

## 市民利用会議室及び多目的スペース使用料

使用料・手数料設定の基本的な考え方（財政課作成）により算定

## 1 経常的な維持管理費

(1) 施設の管理運営に要する人件費（直営部分） 1,744,974 円/年

※長崎市業務委託積算基準準用

▶労務単価：行政職給料 3 級 16 号（主事級） 383,377 円（月額）、18,256 円（日額）

行政職給料 4 級 36 号（係長級） 501,340 円（月額）、23,873 円（日額）

▶労務単価日額は、月額÷21 日 ※1 円未満四捨五入

▶業務量及び所要時間は市民利用スペースの貸出業務に伴う業務量（職員）資料参照

①許可業務及び申請時の委託業者からの疑義に対する問合せへの対応

ア 業務に従事する者の数量（人）※小数点第 4 位四捨五入

・係員  $1\text{h}45.2\text{m} \div 60\text{m} \div 7.75\text{h} \doteq 0.226$  人

・係長  $25\text{m} \div 60\text{m} \div 7.75\text{h} \doteq 0.054$  人

▶利用申請～当日利用に係る業務量 係員  $1\text{h}15\text{m} + 2.6\text{m}/\text{日}$ 、係長  $25\text{m}/\text{日}$

▶60m で除しているのは分を時間に換算しているため。

イ 直接人件費（労務単価×数量＋法定福利費）※1 円未満四捨五入

・係員  $18,256\text{円} \times 0.226\text{人} + 659\text{円} \doteq 4,785\text{円}/\text{日}$

・係長  $23,873\text{円} \times 0.054\text{人} + 206\text{円} \doteq 1,495\text{円}/\text{日}$

$4,785\text{円} + 1,495\text{円} = 6,280\text{円}/\text{日}$

▶法定福利費（労務費（労務単価×数量）×保険料率）※1 円未満切り捨て

係員  $18,256\text{円} \times 0.226\text{人} \times 15.99\% \doteq 659\text{円}/\text{日}$

係長  $23,873\text{円} \times 0.054\text{人} \times 15.99\% \doteq 206\text{円}/\text{日}$

▶保険料率：社会保険料及び労働保険料 15.99%

ウ 直接物件費（直接人件費×直接物件費率）※1 円未満切り捨て

$6,280\text{円} \times 0.25\% \doteq 15\text{円}/\text{日}$

▶直接物件費率：長崎市算定率 0.25%

◎人件費（（直接人件費＋直接物件費）×消費税相当額×21 日×12 月）※1 円未満切り捨て

$(6,280\text{円} + 15\text{円}) \times 1.1 \times 21\text{日} \times 12\text{月} = 1,744,974\text{円}/\text{年}$

(2) 各種委託料（包括管理業務委託） 2,231,014 円/年

▶長崎市業務委託積算基準に基づき算定

▶業務量及び所要時間は総合案内業務量（包括管理業務委託）資料参照

①受付業務等委託 571,586 円/年

ア 数量 ※小数点第 4 位四捨五入

(ア) 利用申請～当日利用に係る業務量  $1\text{h}38\text{m}/\text{日}$

(イ) 業務に従事する者の数量（人） $1\text{h}38\text{m} \div 60\text{m} \div 7.75\text{h} \doteq 0.211$  人

## 市民利用会議室及び多目的スペース使用料

▶60mで除しているのは分を時間に換算しているため。

イ 直接人件費（労務単価×数量＋法定福利費）※1円未満四捨五入  
 $7,626 \text{円} \times 0.211 \text{人/日} + 257 \text{円} \approx 1,866 \text{円/日}$

▶労務単価：行政職給料表典型的な業務 会計年度任用職員（事務補助）

160,143円（月額）、7,626円（日額）

▶労務単価日額は、月額÷21日 ※1円未満四捨五入

▶法定福利費（労務費（労務単価×数量）×保険料率） ※1円未満切り捨て

$7,626 \text{円} \times 0.211 \text{人/日} \times 15.99\% \approx 257 \text{円/日}$

▶保険料率：社会保険料及び労働保険料 15.99%

ウ 直接物件費（直接人件費×直接物件費率）※1円未満切り捨て

$1,866 \text{円} \times 0.25\% \approx 4 \text{円/日}$

▶直接物件費率：長崎市算定率 0.25%

エ 一般管理費（（直接人件費＋直接物件費）×一般管理費率）※1円未満切り捨て

$(1,866 \text{円} + 4 \text{円}) \times 10.32\% \approx 192 \text{円/日}$

▶一般管理費率：長崎市業務委託積算基準 10.32%

◎委託料（（直接人件費＋直接物件費＋一般管理費）×消費税相当額×21日×12月）※1円未満切り捨て

$(1,866 \text{円} + 4 \text{円} + 192 \text{円}) \times 1.1 \times 21 \text{日} \times 12 \text{月} \approx 571,586 \text{円/年}$

②その他業務委託 1,659,428円/年

▶庁舎面積 46,232.8㎡（駐車場除く）

▶多目的スペース及び市民利用会議室面積 307㎡

▶包括管理業務委託の積算額のうち、多目的スペース等にかかるすべてのものを庁舎全体との面積按分とする。

対象業務は別紙のとおり。

$249,902,297 \text{円} \div 46,232.8 \text{㎡} \times 307 \text{㎡} = 1,659,428 \text{円/年}$

(3) 光熱費 92円/h

①照明費用 87円 ※1円未満切り捨て

ア 基本料金 67円/h

イ 再エネ賦課金  $1,575 \text{W} \times 3.36 \text{円/KW} \approx 5 \text{円/h}$

ウ 使用電力料金  $1,575 \text{W} \times 12.99 \text{円/KW} \approx 20 \text{円/h}$

▶貸出時間に応じた負担となるため、「3使用料の算定」の1時間あたりの使用料に加算する。

▶基本料金は、当初想定額

業務用電力  $2,046.8 \text{円/kw} \times 1,600 \text{kw/月} \times 12 \text{月} = 39,298,560 \text{円/年}$

予備線  $77.0 \text{円/kw} \times 1,600 \text{kw/月} \times 12 \text{月} = 1,478,400 \text{円/年}$

自家発補給電  $678.40 \text{円/kw} \times 400 \text{kw/月} \times 12 \text{月} = 3,241,920 \text{円/年}$  合計 44,018,880円

$44,018,880 \text{円} \div 12 \text{月} \div 30 \text{日} \div 12 \text{h} \approx 10,189 \text{円/h}$

# 市民利用会議室及び多目的スペース使用料

10,189 円/h ÷ 46,232.8 m<sup>2</sup> × 307 m<sup>2</sup> ÷ 67 円

## ②電気量（照明以外）

使用者による実費負担のため算定なし

## (4) 備品購入等の物件費 1,731,243 円/年

①机 72 台 × @73,480 円 ÷ 8 年 = 661,320 円/年

②椅子 214 脚 × @32,670 円 ÷ 8 年 = 873,923 円/年

③展示パネル 20 面 × @77,900 円 ÷ 8 年 = 194,750 円/年

④電話台 2 台 × @5,000 円 ÷ 8 年 = 1,250 円/年

▶ 備品の耐用年数（8 年）から年間の経費を算出する。※1 円未満四捨五入

▶ 貸出を行う備品類については、別途使用料を徴収するため除く。

## (5) 保険料等の補助費等 6,551 円/年

建物総合損害共済基金分担金（共済責任額 ÷ 新市庁舎延床面積 × 多目的スペース及び市民利用会議室面積）※1 円未満四捨五入

1,104,400 円 ÷ 51,752.46 m<sup>2</sup> × 307 m<sup>2</sup> ÷ 6,551 円

▶ 構造級：1 級、一般物件基準：0.44 円/万円（建物総合損害共済業務規程）

▶ 新市庁舎延床面積 51,752.46 m<sup>2</sup>、多目的スペース及び市民利用会議室面積約 307 m<sup>2</sup>

▶ 共済責任額（再調達価額）251 億円 × 0.44 円 ÷ 1 万円 = 1,104,400 円/年

## (6) 維持補修費 300,227 円/年

5,061,071,000 円 ÷ 新市庁舎延床面積 51,752.46 m<sup>2</sup> × 多目的スペース及び市民利用会議室 307 m<sup>2</sup> ÷ 100 年 = 300,227 円/年 ※1 円未満四捨五入

▶ 一般財団法人建築保全センター発行の LCC 計算プログラムによりライフサイクルコストを算出し、建物の修繕及び更新に係る保全コストのうち多目的スペース及び市民利用会議室にかかる保全コストを平準化した金額とする。

(1) (2) (4) ~ (6) = 1,744,974 円 + 2,231,014 円 + 1,731,243 円 + 6,551 円 + 300,227 円 = 6,014,009 円/年

★庁舎は公の施設ではないが、行政目的に沿って建設されたものであることから、施設整備に係る減価償却費は公の施設と同様に基本的に税により賄われるべきものと整理する。

## 2 受益者負担率の設定

使用料・手数料設定の基本的な考え方により、受益者負担率を 25%（会議室・研修室）とする。

## 3 使用料の算定

使用料・手数料設定の基本的な考え方より、次の式で算定する。※1 円未満切り捨て

## 市民利用会議室及び多目的スペース使用料

$$\begin{aligned} \text{使用料} &= \text{算定コスト} \div \text{施設貸出総面積} \times \text{貸出面積} \div \text{年間貸出目標時間}^{※1} \times \text{受益者負担率} + \text{光熱費} \\ &= 6,014,009 \text{ 円} / \text{年} \div 307 \text{ m}^2 \times 307 \text{ m}^2 \div 1,832 \text{ h} \times 25\% + 92 \text{ 円} / \text{h} \\ &\doteq 912 \text{ 円} / \text{h} \end{aligned}$$

※1 年間貸出目標時間 = 開館時間 × 目標とする利用率<sup>※2</sup>

$$\begin{aligned} &= 4,308 \text{ h} \times 53.3\% \times 79.8\% \\ &\doteq 1,832 \text{ h} \end{aligned}$$

▶開館時間：359日×12h（9：00～21：00）=4,308h

※2 目標とする利用率は、図書館（多目的ホール）の利用率 53.3%（令和元年度）と同等と仮定する。また、目的外の利用率として、市民会館文化ホール会議室及び中央公民館会議室の市による目的内使用 20.2%（令和元年度）<sup>※3</sup>を差し引いた 79.8%を目的外の使用率とする。

※3 市民会館文化ホール会議室及び中央公民館会議室の市による市民との協働による使用は 435 コマ（342 件）。多目的スペース及び市民利用会議室を午前、午後、夜間の 3 コマと想定すると、359 日×3 コマ×2 室=2,154 コマ。435 コマ÷2,154 ≐ 20.2%

◎多目的スペース 912 円÷307 m<sup>2</sup>×231 m<sup>2</sup>≐686 円/h

◎市民利用会議室 912 円÷307 m<sup>2</sup>×76 m<sup>2</sup>≐226 円/h

### 4 使用料の決定

類似施設である市立図書館や市民会館（中央公民館）の使用料と比較すると低額であるものの、求めた料金は受益に対する適正価格であるため、「3使用料の算定」のとおり、1 時間あたり多目的スペースは 686 円、市民利用会議室は 226 円とする。

〔参考〕

- ▶多目的スペースの類似施設：市立図書館（多目的ホール） 1,100 円/h
- ▶市民利用会議室の類似施設：市立図書館（研修室） 376 円/h
- 中央公民館（第 4 研修室） 332 円/h

# 庁舎前広場使用料

使用料・手数料設定の基本的な考え方（財政課作成）により算定

## 1 経常的な維持管理費

(1) 施設の管理運営に要する人件費（直営部分） 171,586 円/年

※長崎市業務委託積算基準準用

▶労務単価：行政職給料 3 級 16 号（主事級） 383,377 円（月額）、18,256 円（日額）

行政職給料 4 級 36 号（係長級） 501,340 円（月額）、23,873 円（日額）

▶労務単価日額は、月額÷21 日 ※1 円未満四捨五入

▶業務量及び所要時間は市民利用スペースの貸出業務に伴う業務量（職員）資料参照

①許可業務及び申請時の委託業者からの疑義に対する問合せへの対応

ア 業務に従事する者の数量（人）※小数点第 4 位四捨五入

・係員  $11.22\text{m} \div 60\text{m} \div 7.75\text{h} \div 0.024$  人

・係長  $2\text{m} \div 60\text{m} \div 7.75\text{h} \div 0.004$  人

▶利用申請～当日利用に係る業務量 係員  $6\text{m} + 0.62\text{m}/\text{日}$ 、係長  $2\text{m}/\text{日}$

▶60m で除しているのは分を時間に換算しているため。

イ 直接人件費（労務単価×数量＋法定福利費）※1 円未満四捨五入

・係員  $18,256 \text{ 円} \times 0.024 \text{ 人} + 70 \text{ 円} \div 508 \text{ 円}/\text{日}$

・係長  $23,873 \text{ 円} \times 0.004 \text{ 人} + 15 \text{ 円} \div 110 \text{ 円}/\text{日}$

$508 \text{ 円} + 110 \text{ 円} = 618 \text{ 円}/\text{日}$

▶法定福利費（労務費（労務単価×数量）×保険料率）※1 円未満切り捨て

係員  $18,256 \text{ 円} \times 0.024 \text{ 人} \times 15.99\% \div 70 \text{ 円}/\text{日}$

係長  $23,873 \text{ 円} \times 0.004 \text{ 人} \times 15.99\% \div 15 \text{ 円}/\text{日}$

▶保険料率：社会保険料及び労働保険料 15.99%

ウ 直接物件費（直接人件費×直接物件費率）※1 円未満切り捨て

$618 \times 0.25\% \div 1 \text{ 円}/\text{日}$

▶直接物件費率：長崎市算定率 0.25%

◎人件費（（直接人件費＋直接物件費）×消費税相当額×21 日×12 月）※1 円未満切り捨て

$(618 \text{ 円} + 1 \text{ 円}) \times 1.1 \times 21 \text{ 日} \times 12 \text{ 月} = 171,586 \text{ 円}/\text{年}$

(2) 各種委託料（包括管理業務委託） 1,691,459 円/年

▶長崎市業務委託積算基準に基づき算定

▶業務量及び所要時間は総合案内業務量（包括管理業務委託）資料参照

①受付業務等委託 54,054 円/年

ア 数量 ※小数点第 4 位四捨五入

(ア) 利用申請～当日利用に係る業務量  $9.45\text{m}/\text{日}$

(イ) 業務に従事する者の数量（人） $9.45\text{m} \div 60\text{m} \div 7.75\text{h} \div 0.02$  人

## 庁舎前広場使用料

▶60mで除しているのは分を時間に換算しているため。

イ 直接人件費（労務単価×数量＋法定福利費）※1円未満四捨五入  
7,626円×0.02人/日＋24円≒177円/日

▶労務単価：行政職給料表典型的な業務 会計年度任用職員（事務補助）

160,143円（月額）、7,626円（日額）

▶労務単価日額は、月額÷21日 ※1円未満四捨五入

▶法定福利費（労務費（労務単価×数量）×保険料率） ※1円未満切り捨て

7,626円×0.02人/日×15.99%≒24円/日

▶保険料率：社会保険料及び労働保険料 15.99%

ウ 直接物件費（直接人件費×直接物件費率）※1円未満切り捨て  
177円×0.25%≒0円/日

▶直接物件費率：長崎市算定率 0.25%

エ 一般管理費（（直接人件費＋直接物件費）×一般管理費率）※1円未満切り捨て  
177円×10.32%≒18円/日

▶一般管理費率：長崎市業務委託積算基準 10.32%

◎委託料（（直接人件費＋直接物件費＋一般管理費）×消費税相当額×21日×12月）※1円未満切り捨て

（177円＋18円）×1.1×21日×12月≒54,054円/年

②その他業務委託 1,637,405円/年

▶庁舎面積 46,232.8㎡（駐車場除く）

▶庁舎前広場面積 573㎡

▶包括管理業務委託の積算額のうち、庁舎前広場にかかるすべてのものを庁舎全体との面積按分とする。

対象業務は別紙のとおり。

132,114,829円÷46,232.8㎡×573㎡≒1,637,405円/年

(3) 光熱水費 85円/h

①屋上からのライトアップ照明費用 85円 ※1円未満切り捨て

ア 基本料金 62円/h

イ 再エネ賦課金 1,470W×3.36円/KW≒4円/h

ウ 使用電力料金 1,470W×12.99円/KW≒19円/h

▶多目的スペース及び市民利用会議室 67円/h÷1,575W×1,470W≒62円/h

②電気量及び水道料

使用者による実費負担のため算定なし

(4) 備品購入等の物件費 0円/年

備品等の貸出は行わないため算定なし

## 庁舎前広場使用料

### (5) 保険料等の補助費等 14,939 円/年

建物総合損害共済基金分担金（共済責任額÷新市庁舎延床面積×庁舎前広場面積）※1 円未満四捨五入

$$1,104,400 \text{ 円} \div 51,747.66 \text{ m}^2 \times 700 \text{ m}^2 \div 14,939 \text{ 円}$$

▶ 構造級：1 級、一般物件基準：0.44 円/万円（建物総合損害共済業務規程）

▶ 新市庁舎延床面積 51,747.66 m<sup>2</sup>、庁舎前広場面積約 700 m<sup>2</sup>

▶ 共済責任額（再調達価額）251 億円×0.44 円÷1 万円=1,104,400 円/年

### (6) 維持補修費 306,725 円/年

$$143,867,000 \text{ 円} \div \text{外構 } 2,687.61 \text{ m}^2 \times \text{庁舎前広場 } 573 \text{ m}^2 \div 100 \text{ 年} = 306,725 \text{ 円/年}$$

▶ 一般財団法人建築保全センター発行の LCC 計算プログラムによりライフサイクルコストを算出し、外構の修繕及び更新に係る保全コストのうち庁舎前広場にかかる保全コストを平準化した金額とする。

▶ 外構面積=敷地面積 6,710.30 m<sup>2</sup> - 建築面積 4,022.69 m<sup>2</sup> = 2,687.61 m<sup>2</sup>

$$(1) (2) (5) (6) = 171,586 \text{ 円} + 1,691,459 \text{ 円} + 14,939 \text{ 円} + 306,725 \text{ 円} \\ = \underline{2,184,709 \text{ 円/年}}$$

★庁舎は公の施設ではないが、行政目的に沿って建設されたものであることから、施設整備に係る減価償却費は公の施設と同様に基本的に税により賄われるべきものと整理する。

## 2 受益者負担率の設定

使用料・手数料設定の基本的な考え方により、受益者負担率を 50%（公園施設と類似）とする。

## 3 使用料の算定

使用料・手数料設定の基本的な考え方より、次の式で算定する。※1 円未満切り捨て

$$\text{使用料} = \text{算定コスト} \div \text{施設貸出総面積} \times \text{貸出面積} \div \text{年間貸出目標時間}^{\ast 1} \times \text{受益者負担率} + \text{光熱費} \\ = 2,184,709 \text{ 円/年} \div 573 \text{ m}^2 \times 573 \text{ m}^2 \div 642 \text{ h} \times 50\% + 85 \text{ 円/h} \\ \div 1,786 \text{ 円/h}$$

※1 年間貸出目標時間=開館時間×目標とする利用率<sup>※2</sup>

$$= 2,209 \text{ h} \times 32.4\% \times 89.7\%$$

$$\div 642 \text{ h}$$

▶ 開館時間：247 日×3.5h（18：00～21：30）+112 日×12h（9：00～12：00）≒2,209h

※2 目標とする利用率は、魚の町公園の利用率（39 件/年）の 3 倍と仮定する。また、目的外の利用率として、魚の町公園の市による目的内使用 10.3%（令和元年度）<sup>※3</sup> を差し引いた 89.7% を目的外の使用率とする。

▶ 魚の町公園の貸出時間は規定されていないため 9：00～21：00 とすると 12h

$$\text{貸出時間 } 12 \text{ h} \times 30 \text{ 日} \times 12 \text{ 月} = 4,320 \text{ h/年}$$

$$\text{利用実績 } 12 \text{ h} \times 39 \text{ 件} = 468 \text{ h/年}$$

$$468 \text{ h} \div 4,320 \text{ h} \div 10.8\%$$

## 庁舎前広場使用料

$10.8\% \times 3\text{倍} = 32.4\%$

※3 魚の町公園の市による使用は39件中4件。 $4 \div 39 \approx 10.3\%$

### 4 使用料の決定

近隣の魚の町公園の使用料より高額であるものの、類似施設の長崎駅西口広場と比較すると高額であるとは言えず、求めた料金は受益に対する適正価格であるため、「3使用料の算定」のとおり、1時間当たり 1,786円とする。

〔参考〕

▶魚の町公園の使用料 716円/h

興行 18円/m<sup>2</sup>・日、集会、展示会、博覧会その他これらに類するもの 12円/m<sup>2</sup>・日 →平均：15円/m<sup>2</sup>・日  
庁舎前広場と同面積の場合 15円/m<sup>2</sup>・日×573m<sup>2</sup>÷12時間≒716円/h

▶長崎駅西口広場の使用料 1,910円/h

庁舎前広場と同面積の場合 40円/m<sup>2</sup>・日×573m<sup>2</sup>÷12時間=1,910円/h

※現在、行政財産使用料条例の算定に基づき利用料を徴収している。今後、東口広場と合わせて公の施設として利用料算定を行う予定。

新庁舎における駐車場の使用料について  
(使用料・手数料設定の基本的な考え方により算定)

1 経常的な維持管理費

財産活用課が行う包括監理業務から算出した管理費を参考とする。

(ア) 経常的な維持管理費＝18,180,212 円/年

保全費は松山駐車を参考とする。

(イ) 松山駐車の保全費 5,778,000 円/年

(ウ) 1 台あたりの維持管理費＝保全費÷駐車台数

$$=5,778,000 \text{ 円} \div 301 \text{ 台}$$

$$=19,196 \text{ 円/台年 (円未満切り捨て)}$$

(エ) 新庁舎に係る保全費＝松山町駐車の 1 台当り保全費×新庁舎駐車台数

$$=19,196 \text{ 円/台年} \times 146 \text{ 台}$$

$$=2,802,616 \text{ 円/年}$$

(オ) 駐車場設備費<sup>※1</sup>を見込んだ経常的な維持管理費

経常的な維持管理費＝(ア)＋(エ)＋※1

$$=18,180,212 \text{ 円/年} + 2,802,616 \text{ 円/年} + 5,735,113 \text{ 円/年}$$

$$=26,717,941 \text{ 円/年}$$

※1 駐車場設備費は、新庁舎の駐車場に設置する費用を計上することとし、耐用年数を 10 年と見込んでいる。

一年あたりの駐車場設備費＝駐車場設備費÷10 年

$$=57,351,135 \text{ 円} \div 10 \text{ 年}$$

$$=5,735,113 \text{ 円/年 (円未満切り捨て)}$$

★庁舎は公の施設ではないが、行政目的に沿って建設されたものであることから、施設整備に係る減価償却費は公の施設と同様に基本的に税により賄われるべきものと整理する。

2 受益者負担率の設定

使用料・手数料設定の基本的な考え方より、受益者負担率を 100%とする。

3 使用料の算定

使用料・手数料設定の基本的な考え方より、次の式で算定する。

(ア) 使用料＝算定コスト÷年間貸出目標時間<sup>※2</sup>×受益者負担率

$$=26,717,941 \text{ 円/年} \div 1,816 \text{ h} \times 100\%$$

$$=14,712 \text{ 円/h (円未満切り捨て)}$$

※2 年間貸出目標時間＝開館時間×目標とする利用率<sup>※3</sup>

$$=13.75 \text{ h} \times (365 \text{ 日} - 6 \text{ 日 (年末年始)}) \times 36.8\%$$

$$=1,816 \text{ h (時間未満切り捨て)}$$

※3 目標とする利用率は、桜町駐車場の定期を除く利用率の平均を採用する。

令和2年12月9日の桜町駐車場利用率（来庁者調査実施日）

駐車時間	駐車可能台数①	定期②	駐車可能台数③ ①-②	駐車台数④	利用率 ④/③
7時台	新庁舎では時間外				
8時台	170台	80台	90台	24台	26.7%
9時台				65台	72.2%
10時台				67台	74.4%
11時台				46台	51.1%
12時台				51台	56.7%
13時台				74台	82.2%
14時台				61台	67.8%
15時台				47台	52.2%
16時台				27台	30.0%
17時台				9台	10.0%
18時台				9台	10.0%
19時台				6台	6.7%
20時台				5台	5.6%
21時台				3台	3.3%
22時台	3台	3.3%			
				平均	36.8%

(イ) 1台あたりの使用料＝使用料÷時間あたりの想定駐車台数（駐車台数÷利用率）  
 ＝14,712円/h÷（146台×36.8%）  
 ＝273円/台  
 ＝270円/台（10円未満切り捨て・機械機器で徴収するため）

## 新庁舎における駐輪場の使用料について (使用料・手数料設定の基本的な考え方により算定)

### 1 経常的な維持管理費

財産活用課が行う包括監理業務から算出した維持管理費及び公の施設である市営駐輪場の有料  
11 施設の実績から算出した修繕費（数年に1回の定期的な修繕費を含む経費）を対象とする。

$$\begin{aligned} \text{(ア) 維持管理費} &= \text{維持管理費} + \text{修繕費} \\ &= 538,608 \text{ 円/年} + 72,700 \text{ 円/年} \\ &= \underline{611,308 \text{ 円/年}} \end{aligned}$$

(イ) (ア) に駐輪場設備費を見込んだ経常的な維持管理費

$$\begin{aligned} \text{経常的な維持管理費} &= 611,308 \text{ 円} + 691,616 \text{ 円} \\ &= \underline{1,302,924 \text{ 円/年}} \end{aligned}$$

※1 駐輪場設備費は、新庁舎の駐輪場に設置する費用を計上することとし、耐用年数を10年と見込んでいる。

$$\begin{aligned} \text{一年あたりの駐輪場設備費} &= \text{駐輪場設備費} \div 10 \text{ 年} \\ &= 6,916,160 \text{ 円} \div 10 \text{ 年} \\ &= \underline{691,616 \text{ 円/年}} \text{ (円未満切り捨て)} \end{aligned}$$

★庁舎は公の施設ではないが、行政目的に沿って建設されたものであることから、施設整備に係る減価償却費は公の施設と同様に基本的に税により賄われるべきものと整理する。

### 2 受益者負担率の設定

使用料・手数料設定の基本的な考え方より、受益者負担率を100%とする。

### 3 使用料の算定

使用料・手数料設定の基本的な考え方より、次の式で算定する。

$$\begin{aligned} \text{(ア) 使用料} &= \text{算定コスト} \div \text{年間貸出目標時間}^{*1} \times \text{受益者負担率} \\ &= 1,302,924 \text{ 円/年} \div 1,816 \text{ h} \times 100\% \\ &= \underline{717 \text{ 円/h}} \text{ (円未満切り捨て)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{※1 年間貸出目標時間} &= \text{開館時間}^{*2} \times \text{目標とする利用率}^{*3} \\ &= 13.75 \text{ h} \times (365 \text{ 日} - 6 \text{ 日 (年末年始)}) \times 36.8\% \\ &= \underline{1,816 \text{ h}} \text{ (時間未満切り捨て)} \end{aligned}$$

※2 閉鎖後も宿泊料金を設定して料金の徴収を行うが、桜町駐車場の宿泊利用はほぼないため、営業時間には含めないこととする。

※3 目標とする利用率は、桜町駐車場の定期を除く利用率の平均を採用する。(駐輪場には一日あたりの上限金額が設定してあり、上限金額の設定がない新庁舎駐輪場と比較ができないので駐車場の利用率を採用することとする。)

令和2年12月9日の桜町駐車場利用率(来庁者調査実施日)

駐車時間	駐車可能台数①	定期②	駐車可能台数③ ①-②	駐車台数④	利用率 ④/③
7時台	新庁舎では時間外				
8時台	170台	80台	90台	24台	26.7%
9時台				65台	72.2%
10時台				67台	74.4%
11時台				46台	51.1%
12時台				51台	56.7%
13時台				74台	82.2%
14時台				61台	67.8%
15時台				47台	52.2%
16時台				27台	30.0%
17時台				9台	10.0%
18時台				9台	10.0%
19時台				6台	6.7%
20時台				5台	5.6%
21時台				3台	3.3%
22時台	3台	3.3%			
				平均	36.8%

(イ) 1台あたりの使用料=使用料÷時間あたりの想定駐車台数(駐車台数÷利用率)  
 =1,022円/h÷(31台×36.8%)  
 =62円/h台(円未満切り捨て)  
 =60円/h台(10円未満切り捨て・機械機器で徴収するため)

# 市営駐車場一覧表

令和3年5月時点

駐 車 場 名		桜 町	市民会館地下	松 が 枝 町	松 が 枝 町 第 2	平 和 公 園	茂 里 町	松 山 町	長 崎 駅 西 口 自 動 車 整 理 場	
住 所		桜町10番16号先	魚の町5番1号	松が枝町4番22号	松が枝町1番17号	岡町8番13号	茂里町14番1	松山町2番3号	尾上町(長崎駅西口付近)	
電 話 番 号		095-826-7628	095-824-7122	095-823-3434	095-827-8383	095-848-2210	095-843-4666 (長南)	095-842-1444	095-843-1616 (ファースター)	
利用時間		7:00~22:00	7:00~22:00	【3月1日~7月19日】 【10月10日~11月30日】 7:00~19:00 【7月20日~10月9日】 7:00~22:00 ※グラバー園の夜間休園 日は7:00~19:00 【12月1日~2月末】 7:30~18:00	7:00~20:00	【地上部】 0:00~24:00 【地下部】 7:00~20:00	0:00~24:00	【地上部】 0:00~24:00 【地下部】 7:30~22:00	0:00~24:00	
駐 車 台 数		普通車 142 軽自動車 28 (うち身障者用) 4 バス マイクロー 二輪車 44	普通車 168 (うち身障者用) 4 バス マイクロー 二輪車 73	普通車 40 (うち身障者用) 2 バス 15 マイクロー 1 二輪車 5	普通車 98 (うち身障者用) 1 バス 11 マイクロー 1 二輪車 17	普通車(地上) 48 普通車(地下) 40 (うち身障者用) 1 バス 32 マイクロー 1 二輪車 6	普通車 123 軽自動車 12 (うち身障者用) 4 バス 10 マイクロー 1 二輪車 6	普通車(地上) 46 普通車(地下) 246 (うち身障者用) 5 バス 10 マイクロー 1 二輪車 6	普通車 18 (うち身障者用) 3 バス マイクロー 二輪車	
料 金	バ ス (30人以上)	最初の30分まで	/	/	-	-	-	750円	/	
		最初の1時間まで	/	/	1,500円	1,500円	1,500円	-	/	
		その後30分ごと	/	/	750円	750円	-	-	750円	/
		1時間超	/	/	-	-	2,090円/(7:00~20:00)	-	2,090円/1日	/
	マイクローバス (11~29人)	最初の30分まで	/	/	-	-	-	-	370円	/
		最初の1時間まで	/	/	750円	750円	750円	-	-	/
		その後30分ごと	/	/	370円	370円	-	-	370円	/
		1時間超	/	/	-	-	1,040円/(7:00~20:00)	-	1,040円/(7:30~22:00)	/
	普通車等	最初の30分まで	140円	140円	-	-	-	130円	120円	200円 (最初の20分まで無料)
		最初の1時間まで	-	-	300円	300円	260円	-	-	-
その後30分ごと		130円	130円	140円	140円	※6 380円 510円	120円	120円	200円	
2時間超		-	-	-	-	620円/1日	-	620円/1日	-	
二輪車	最初の30分まで	60円	60円	60円	60円	60円	/	/	/	
	その後30分ごと	60円	60円	60円	60円	60円	/	/	/	
定 期 駐 車	1時間30分超	200円/1日	200円/1日	200円/1日	200円/1日	200円/1日	/	/	/	
	※1 全日 19,420円 昼間又は夜間 14,020円	※2 全日 19,420円 昼間又は夜間 14,020円	/	/	※3 11,000円(平日昼間)	/	※4 全日 15,710円 昼間 13,610円	/	/	
高 さ 制 限	1階 2.1m	地下 1.8m ※一部1.6m制限あり	地上(バス用) なし	1階(バス・障害者専用) 3.7m 2階(普通車専用) 3.7m	地上 2.5m	地上 2.4m	地上 なし	/	/	
	2階 2.1m	/	地下 2.0m	地下 2.0m	地下(バス駐車可能)なし	/	地下 2.2m	/	/	
障害者減免(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の提示が必要)		1. 普通車等 5割減免:各駐車場の利用時間(※ただし、平和公園の地上部は7:00~20:00、松山駐車場は7:30~22:00)内の駐車に係る駐車料金(上限4時間まで) 2. 二輪車 5割減免:入庫した日の駐車に係る駐車料金								

※1 ※2 ※3 ※4 桜町駐車場、市民会館地下、松が枝町第2、松山町駐車場の定期駐車台数には制限がありますので、空き状況は、各駐車場に連絡下さい。

※5 土・日・祝日定額制実施中。1回 730円/1日(2時間30分以下は時間料金) ※6 平和公園駐車場 1時間~1時間30分 380円、1時間30分~2時間 510円